令和3年第2回今帰仁村議会定例会会議録								
招 集 年 月 日	令和	3年6月11日						
招 集 場 所	今帰	仁村議会議場						
開散会日時	開 議 6月17日 午前10時00分							
及 び 宣 告	散会	6月17日 午後3日	時15分					
出席(応招)議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名				
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治				
	2	上原祐希	9	山 城 太				
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次				
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇				
	5	座間味 邦 昭						
	6	吉田清尊						
	7	玉 城 みちよ						
欠席 (不応招)議員								
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	座間味 邦 昭				
職務のため議場に出席したもの	事務局長	我那覇 尚 一	書記	大 木 明 美				
	局長補佐兼議事係長	玉 城 民 枝						
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村長	久 田 浩 也	経済課長	久 田 哲 史				
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美奈子				
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	宮 里 晃				
	総務課長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也				
	企画財政課長	田港朝津	会計管理者	金 城 寛 樹				
	学校教育課長	桃原秀樹	総務課補佐兼総務係長	上原一也				
	社会教育課長	嘉陽健	社会教育課補佐 兼社会教育係長	瑞慶山 良 邦				
	建設課長兼水 道課長	嶺 井 雄 二						

## 令和3年第2回今帰仁村議会定例会

## 議事日程第4号

令和3年6月17日(木曜日)

- 1. 開 議 午前10時
- 2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘	要
1	議案第25号	村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	質	疑
2	議案第26号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	質	疑
3	議案第27号	今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民	質	疑
		の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について		
4	議案第28号	今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例につ	質	疑
		いて		
5	議案第29号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	質	疑
6	議案第30号	工事請負契約について	質	疑
7	議案第31号	令和3年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	質	疑
8	議案第32号	令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算につい	質	疑
		て		
9	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	質	疑
10	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	質	疑
11	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	質	疑

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第25号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題とします。

なお、議案第25号については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員から意見書が提出されておりますので、その写しをお手元に配付してあります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 議案第25号について質疑いたします。

村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、趣旨の第1条のほう、村長若しくは村の委員会の委員若しくは委員又は村の職員と書かれていて、規定による賠償の命令の対象となる者を除く。 と書かれているんです。

その下の2条には、(1)村長 6、(2)副村長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4、(3)農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員 2、(4)村の職員(第2号に掲げる職員を除く。) 1と書いてありますが、この数字いろいろとあるんだけど、これについて、詳しい説明ありましたら求めます。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、第2条で(1)村長 6、(2)副村長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4等々、(4)までございますけれども、これにつきましては、免責の額を算出するにあたって、損害賠償責任額が出た場合に、損害賠償額から基準給与年額に例えばでございますけれども、村長であれば6というふうに書かれておりますが、基準給与年額の要するに6倍、6年分といいますか。その部分が賠償の額になると、損害賠償額からその額を引いた残りが免責の額に免れる額になるということでございます。

これが(2)副村長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員については4、年額の4倍ということです。一番最後の村の職員については1ということですので、1年分という考え方になります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 年額の報酬掛ける6、この金額は免除されるということで理解していいですか。ということは、年俸が100万円だったら、掛ける6の600万円、1,000万円の賠償責任だったら、今度は600万円引いて400万円払うということで理解していいですか。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

ただいま議員がおっしゃったのは、年額分は要するに賠償責任として負わなければならない額であります。今、議員がおっしゃられたのとはちょっと逆なのかなと思います。残りの額が免責の額ということに

なります。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 確認します。報酬が仮に100万円だったら掛ける6で、この600万円について の責任を負うということで理解していいですね。別のメンバーも掛ける4、掛ける2ということで、計算 しての算定で、これだけは補償されてのこの別のものはできないということで理解していいですね。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- O 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

今、議員がおっしゃられたものについて、まずは損害賠償額が出てきます。そこから基準給与年額、例 えば例でとりますけれども、村長の場合は、基準給与年額の6倍までは賠償責任を負わなければならない 額となります。その残りの額は免責額ということであります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 ただいまの10番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条 ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番 與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 今、こっちにあるのは村長、副村長云々、農業委員会、選挙管理委員会、評価審査委員会とか職員とかあるんですが、別にも今帰仁村はいっぱいいるんです。民生委員等とか、別に役職、評価委員とかいっぱいありますよね。財産の評価委員とか、そういう方々はこの対象にないということであるのか。国でこういうことが定められたいから、これのとおりやって、別の委員はこれに適応ないということで理解していいですか。特に民生委員なんかは、あまり報酬はないけど、責任は重大な仕事をしていますけど、そういう方たちはどう取り扱っていくのか、お聞きします。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

この適応される職員の範囲については、地方自治法施行令に定められているものでございまして、それ を条例の中で制定するにあたって、載せてあるということでございます。

- **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 議案第25号について質疑いたします。

今回、地方自治法の一部改正による法律があったということで、平成29年に開設、この間は期間があったんだけど、それは何か整備して遅れてしまったのか。それとも何かしらの事由があって、平成29年にはできていたけれどもこの間は何か、なぜしなかったのかというところを確認したいと思います。

それとあと、この免責に関する条例の中で、一番重要なところで、善意でかつ重大な過失がないときと、 この「善意でかつ重大」とここら辺の具体的な事例とか、この辺の説明を求めます。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明申し上げます。

法律については、平成29年の制定でなぜ今なのかということでございます。これについて、沖縄県内でまだこの法令に基づいて条例を制定されているところ自体が、4か所しかなくて。今帰仁村も今回ということになっておりますけれども、これについては、職員のほうからもやはり声がありまして、昨今、住民訴訟等で大きな損害賠償額を掛けられているような案件とかも出てきているということで、そのような中

でやはり整備していただけないかという声もありまして、今回条例の制定になっているところでございます。

あと、善意でかつ重大というところの考え方なんですけれども、具体的な例としてちょっと示せる部分はないんですけれども、定義といいましょうか。職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときとは、どういうときかということで、一般的には、普通地方公共団体の長等が、違法な職務行為によって、当該普通地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて、著しい不注意がない場合ということで、解釈されております。

- O 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 今の平成29年に法が改正されて、その間いろいろと職員からもいろいろ要請があったと。気持ちも分かりますけども、伊平屋村の事例とか、そういったものがあって、具体的に進んでいったのか。問いたいということと。

あと、善意でかつ重大な過失がないときという部分で、善意でかつ重大な過失がない場合、戦ったら勝てないかなと思ったりもする。過失もなければ善意でもあったというところで、どういう場面の話なのかなというのが、どうしても住民訴訟を起こされたときに、「善意でかつ重大な過失がない」といったときに、どういったパターンがあるのかというのが、全く普通に考えたら、これ戦ったら勝てるじゃんという解釈にどうしても私ならなるけれども、でも一村民としても一議員としても、こういうパターンがあるんですよと。善意でかつ重大な過失がないんだけども、どうしても損害を受けないといけない場合があるというパターンというのは、実際どういうことなのかというのが分からないと、例えば過去の事例の中で訴訟を起こされたと。これ本当に善意であって、全く過失がないんだけれども賠償を負わせられたんですよというパターンがあるならば、ぜひ教えていただきたい。そうじゃないと、とても曖昧な言葉になってしまって、当事者間は善意で悪意があるとは全くないんです。と思うんです。その辺でこの辺の文言がとても曖昧な感じがして、こういうパターンがあるならば、これぜひ必要だよねというものが、やはり守る上でこの辺説明できるなら答弁を求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時12分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時17分)

5番座間味邦昭議員。

- 5番 座間味邦昭 議員 今ちょっと休憩中で細かいやり取りがあって、こういうパターンかというのは、少し理解できたかなと。ぜひですね、これとても解釈が難しい部分とパターンが、どういうパターンなのかというのが、分かりづらい部分があるので、別に否定するつもりはないんですけれども、とても重大な案件になってくるものですから、もしこの辺は今後分かりやすいようなパターンというのは示していただきたい。じゃないと、やはり万が一、免責といっても、やはりこれは村の税から補わないといけない場面も出てくるとなると、その辺を明確にこういうことでこうなりましたということが説明できるような仕組みはつくっていただきたいと思っています。改めて、この辺どうしていくか、答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

議員のほうがおっしゃられましたとおり、なかなかこう「善意でかつ重大な過失がないときは」という部分から、分かりにくい部分、または個人の気持ちというか、裁量によってどうとでも変わりそうな感じの表現にもなっているわけなんですけれども、この辺、私たちの考え方としては、この住民訴訟が起きて判決とかが出た場合には、その判決に沿ってということで、重大な過失がなかったのかとか、というのも判決の中で示されてくる部分だと思いますので、その辺が判断材料になるのかと思いますけれども、やはり分かりやすいパターンといいましょうか。そのパターン、パターンというのは、こちらの条例を制定するからには、それを適用するときが、なければないにこしたことはないんですけれども、それが出てきたときにはやはり曖昧な考え方ではいけなくなると思いますので、やはりその辺は研究させていただきたいと思います。

○ **座間味** 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第2. 「議案第26号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 議案第26号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

こっちの下のほうの提案理由に、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)の廃止に伴い、所要の改正をするため、この議案を提出します。とありますけど、こっちに次のページに、別表第3の4番の中に、これ「政令」と「法律」ということでありますが、「政令」が「法律」に変わったということで理解してよろしいですか。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- O 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

開会の日に副村長のほうからも提案理由と詳細についての説明がございましたけれども、これについて、これまで政令で定められていたものを、新たに法律として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中で、新型インフルエンザ等感染症というふうに定められましたということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **座間味 薫 議長** 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第3. 「議案第27号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 議案第27号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村 民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。 下の提案理由には、今帰仁村総合運動公園及び村民の浜施設の利活用を図ることを目的に、キャンプの需要と供給について実証実験の施設を整備するにあたり、施設名称の追加が必要であるため、この議案を提出します。ということであって、次のページの一番下のほうに、現行と改正後が書かれて、「村民体育館及びクラブハウスを含む。)」から、「村民体育館、クラブハウス及びキャンプ場を含む。)」と、キャンプ場が追加されていて、こっちの提案理由には、キャンプのときは、前々から私たちも要望してきたんですけど、県の管理でキャンプ場で、バーベキューができないということがあったんですけど、そういうこと、もろもろのこともできるのかどうか。村民からいろいろな浜でバーベキューを夏にやつていましたけど、今はコロナでないんですけど、前はあったんです。「何でこんなことができないのか」ということで、私も一般質問で何回もしました。今は、改正されてキャンプ場を含むと入れていますので、今後コロナが終わったあと、村民の浜で、村民または村民と別のメンバーも一緒に、バーベキュー等々もできるのかどうか。別のまたコンサートもいろいろと観光協会で予定していましたけど、今はやっていませんけど、そういうのもできるのが一番ふさわしいけど、こういうこともできるのかどうか。キャンプ場の村民の浜の利用について、お伺いします。これについての改正なのかどうか。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

キャンプ場エリアについて、バーベキューができるのかということについてなんですが、詳細について は規則で整えていきますが、直火でないこと。直に地面にまきとか炭とかで、火をたかずに料理を楽しむ ということは可能にすることで考えております。

ルールづくりとしては規則でしっかりと整えていきたいと考えております。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 今の課長の説明では、直に火をたかなければできるということでありますけど、ドラム缶と道具で炭火とか、ガスでとか、鉄板とかでやるのが多くなっていますよね。そういうことだったらできますか。こっちで飲食を伴うバーベキューだと思いますけれども、そういう夏のときに出てくると思いますけど、こういうのも可能なのか、お伺いします。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

炭火等を使ったバーベキュー、料理を行えるかということです。こちらについては先ほども説明したとおり、直火でないことですね。あとはこの炭火、まきについては、まだ決定はしていないので、現在考えているのはガス、ガスボンベとありますが、この辺を使用させるようなことで検討は入っておりますけど、炭と焚き木、まきについても、情報収集しながらルールづくりをしながら、まき等の燃えかす等の処理の問題もありますので、その辺のルールづくりをしながら、ちゃんとできるのかどうかということを判断しながら、決めていきたいと考えています。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 こっちのに指定管理にもあるんですけど、キャンプ場等いろいろと運動公園、 使用料はどこにいくのか。ナスクにいくのか、村に入ってくるのか。いろいろと使用したときにはただで

はないところもあると思います。この使用料はどこに入っていくのか、お伺いします。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの質疑について説明いたします。

キャンプするにあたり、使用料は発生します。まず指定管理者に収入として入って、今回、補正予算にも上げていますが、整備費用がありますので、その辺は、村側も投資しておりますので、この使用された収入とあとまた不備があれば、対応していかないといけない消耗品等の費用もありますので、この辺は協議しながら、村の収入、指定管理者の収入を協議しながら定めていきたいと考えています。

- O 座間味 薫 議長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条 ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 今までの課長の答弁で、私は村民の浜のキャンプ場のバーベキューのときは、直に、まきとかは駄目だけど、ガスとかは大丈夫ということでありましたので、そのときに発生するごみを徹底して、持ち帰りされるように、ナスクの管理ができたらと思います。それによってまた使い方の方法も出てくると思いますので、ごみの持ち帰りを徹底しながら村民のバーベキュー等々でも使えるようなキャンプ場になってもらいたいと思っていますけど、これについても答弁を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

ごみの処理のルール面ということなんですが、原則として、県外、国外からいらっしゃる方も想定して おります。その方たちに対しては、ごみを持ち帰ることができないので、指定管理者のほうでごみ袋を1 袋幾らかということで設定して、販売してそれを回収して処分するのは、指定管理者で行うような方法を とっていきたいと考えております。

- 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。
- 9番 山城 太議員 議案第27号について質疑いたします。

キャンプができるということは、大変喜ばしく思います。そこでキャンプにつきもののアルコールがあるんですけれども、アルコールを飲みながらトラブル等があった場合、それの安全対策等はどのように考えているか。そして出入口の門の施錠等はどういうふうな対策をしているのか。答弁を求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時32分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時33分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの9番山城 太議員の質疑について説明いたします。

まずアルコールについてなんですが、総合運動公園のゲートが10時に閉まります。10時まではアルコールは飲食許可ということで、進めていきたいと考えております。

それに伴う安全対策ということなんですが、こちらに関しては、申請する段階で、アルコールは何時までということをちゃんとうたいながら、風紀をみだす等、危害を加えることがあれば、警察等に通報する形をとるようにして、運動公園の施錠について、先ほども申したように、現在10時に閉まりますので、10時以降は、原則として外に車両で出入りができないという。徒歩でも同じなんですが、救急を除いて10時

以降は、車両、人の出入りはできないということで、取り決めしていく考えです。監視カメラについては、 現在のところ、考えていないところでございます。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太 議員 飲食が10時でストップ、皆さんキャンプしたことがあると思いますけど、そ ういうふうにできますか。多分難しいと思うんですが、これパトロールか何かやられるんですか。

そして門を閉めて、出入り禁止にするというのも、何かいかがなものかと思うんですけど。キャンプを 楽しみにして出られないとか。夜から散歩したいけど、もう駄目とか、そこまで拘束する必要があるのか。 再度、答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

10時以降の飲食と、散歩等についてなんですが、10時以降は、施設等の照明も消灯になります。それに伴いゲートも閉まります。このキャンプ場の申請するにあたっては、こういった条件等をうたいまして、それを了解していただくことでキャンプを楽しんでもらうことが前提となりますので、その辺はそういうことをしっかりと理解したということで、キャンプ運営に当たっていきたいと思っています。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時37分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時37分)

嘉陽 健社会教育課長。

O 嘉陽 健 社会教育課長 説明漏れがありました。

パトロール等については、現在、警備会社と契約しておりますので、その内容で現行は続けていきたい と考えています。

- 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 議案第27号について質疑いたします。

今回、提案理由の中で、これまでキャンプができなかったけれども、キャンプができるような施設にするにあたり需要と供給について、実証実験の施設を整備するということで、需要と供給のバランスを実証実験していくと。これ何年ぐらいの計画で実証実験をしていって、需要と供給のバランスを見ながらどうしていこうという考えであるのか、お伺いしたいことと。今はこの需要をおこすために、やはりいろいろとキャンプで制限を設けてしまうと、需要というのは伸びない中で、それでも10時に制限を設けるとなった場合、確かにキャンプ場としての何といいますか、魅力というのは結構落ちてしまうということで、需要が伸びなくなってしまう。例えば他の市町村などの公的なキャンプ場に、こういった制限があるのか。ないのか。せっかくキャンプ場としての需要を引き出そうと思うなら、ある程度の制限というのは柔らかくしてあげないと、やはりいくらルールを守ろうと思っても、やはりキャンプというのは、楽しみながら来るから、そういったものがあるので、ぜひこの辺の需要と供給についての実証実験をどのぐらいのスパンで考えて、どうしていきたいのかということと、他の市町村のこういったキャンプ場、公的な施設のものにこういった制限が設けられているのか。よく他の市町村と類似しながら進めていくとは思うんですけれども、こういった制限があるのか。それも踏まえてやはり10時だという発言なのか。その辺をちょっと

答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑について、説明いたします。

まず実証実験の期間ということなんですが、今のところ3年を見込んでおります。現在コロナ禍ということで、本年度も終息は厳しいかなということで、次年度で大体、3年間は平常な生活には戻らないのかなというところで、需要を確認する上では3年は必要かなと考えております。

そして実証実験してその後どうしていくと、どういう計画を立てて、どういうふうな整備をしていく考えかということについては、実証実験に基づいてデータどり、まず年間このサイトの利用者を確認しながら、あと予約の状況ですね。オートキャンプ場にしたら3サイトしかありませんので、すぐ予約を入れたら埋まると思います。しかしこちらで予約を受けるに当たっては問い合わせがありますので、そこで需要は確認できると考えております。ということで、3年間は状況を確認しながら。

あと整備する運動公園の敷地の面積もあります。他の施設とのすみ分けもありますので、どの程度のサイト数が適切な整備個数なのか、それに合わせて事業費も変わってきますので、その状況を勘案して収入 とのバランスを見極めて、利益が出るような計画にしたいと考えております。

- O 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 いま3年間の実証実験をして、今後どうしていくかと。やはりこの3年間 の中で需要と供給が、どれぐらいの需要があるから、これぐらいの供給をしようというバランスを見る中 で、その中でニーズというものをやはりこの利用者から取り入れていく中で、やはりこの10時以降とか、 バーベキューはしたいと。こういったことによってもっと人が増えるんじゃないかというニーズを捉える ことができない、今の10時間制限では10個でいいよと。でもニーズを捉えとらえきれたら30個の施設を造 ろうという話にもなるかもしれないし、もともと需要を押さえるためのやり方をするならこれだけ。でも もっと掘り起こそうと思うなら、今ニーズを取り入れていくこの3年間で、スタートは10時をキープする のかもしれないですけど、その中でやはり利用者は、どういったキャンプ場を求めていますかとか、とい うニーズ調査を行って、やはり3年後には、計画の中にはどれぐらいの規模のキャンプ場が必要だと。こ ういったキャンプ場だと、すごくニーズをつかめられるよと、需要を取れるということをやっていく。た だ10時だというこの形というのは、最初は仕方がないのか分からないですけれども、ありながらもニーズ を捉えていって、理想のキャンプ場とは何ぞやというところをつかまえながら、やはり村としてはそこを キャンプ場として整備したいという思いがあるならば、そのニーズに沿った投資が入るわけですから、い ろいろなキャンプ場、もしかしたら10時という制限だけではなく、例えば東村などでも、子供が遊ぶ遊具 がもっと充実したらニーズは高まりますよという話だってあるかもしれないし、そういった縛りだけを求 めるのではなく、最初はあるかもしれないけれども、どういったニーズがあって需要を起こすかというこ とをやはり考えて、そこも指定管理者としてナスクが入っているならそこが運営できるような仕組みとい うのも含めて、ニーズを捉えない限りは絶対に運営はできないし、魅力あるキャンプ場というのは、まず 無理だと思いますので、そこを含めて需要と供給、さらにニーズがどういったものがあるかということを、 やはり徹底的にこの3年間を無駄にしないような取り組みはしていただきたいと思っていますので、これ

は村長、答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしていきたいと思っています。

この議案第27号につきましては、しっかりとこの3年間の実証実験でもってニーズをつかめというような趣旨の質疑だったと思いますけど、まさにそのとおりで、このキャンパーのこのハートをしっかりとつかんで、需要の拡大につなげていきたいというふうに思っているところでございます。

そして今回上程させていただいた大きな点は、3月のたしか10日ごろでしたか、知人を介して埼玉から 4名のキャンパーが沖縄を利用してございまして、どうしても私に会いたいというところから、その話が 始まったところでございます。その知人からのメッセージなんですけれども、今宮崎県の都城市において 観音さくらの里というところまでは、埼玉あるいは全国からここに、特に冬季に2,000台、宮崎県まで降 りてこられると。その先がどうしても沖縄県入りをしたいという思いもあって、年度末ではあったんです けど、帰る寸前に私どもお会いをして、ナスクのほうでプレゼンも執り行っております。その中において も、特にこの冬季利用、10月、11月頃から入ってくるらしいです。特に長期になるらしいんです。この キャンピングカーがですね。それに伴って、運動公園を視察させたところプール、ご婦人方をしっかりと 体力づくり、健康づくり、美容づくりに励みたいというところで、プールが非常に魅力があるということ と、男性陣にとってはグラウンドゴルフ、そして先ほど9番議員からもあったウオーキングあたりも、非常にここは環境が整っていると。

過言ではないとは言っていたんですけど、都城市よりはるかにここは環境が整っているというところから、早くも今回5台の予約も受けているところでございます。そしてまた、ネットで拡散もいたしましたら、かなり反響がいいというところも手伝って、今は東京の雑誌会社の編集者から取材の申入れも受けているところでございます。

確かに5番議員がおっしゃるように、先ほどと重複しますけれども、しっかりと今回の実証実験において、キャンパーたちのニーズをつかんで、さらなる需要拡大につなげていきたいと思っている次第でございます。以上です。

- 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 村長のほうから力強い答弁をいただきました。どうしてもこれ自分でいうのもあれですけど、行政というのは、やはりルールに基づいてやっていくという、自分の感覚としてはある程度させれと。そこからやはり駄目なものを絞っていくとか、最初から絞るのではなく、させてみた結果、この辺はやはりちょっとルール必要だねとか、そういった形でまずはニーズを捉えながらも、守るべきことというのを生み出していき、最初からさせないとかではなく、もう少し柔軟に捉えていけるような仕組みをやって、需要があればコストはかけられるわけです需要があれば。需要がないような状態にしてコストをかけるという話になると、やはりできないから、制限を設けないといけないけれども、こういった規制をある程度とっぱらって、最低限のルール、ここだけは守ってねというぐらいの範囲のほうが、やはり人はどうしても制限すると破りたくなってしまう部分もなきにしもあらず、これも不適切な発言か分からないですけれども、部分があって、ある程度、柔軟にやることによって、やはり利用する方たちも

ちゃんと適切な利用によって、このキャンプ場が守られていくということも、やはりキャンプの質も高まっていくんじゃないかというふうに思っているので、規制だけをしてしまうと、やはりやっている方は二度と来ないという話になるけれども、今回は楽しかったねと。今度やるためにも、またある程度のルールを守りながら利用しようというまた喚起が起きるような仕組みをぜひつくっていって、せっかくやるからには、これだけのニーズがあり、自分もすごく魅力的だと思うんです。雨の日でも過ごす場所がある。そして海があり、環境もすばらしいというところでは、ぜひ縛るというよりも、ある程度自由なキャンプ場でありながらも、最低限のルールぐらいでとどめていけたら理想じゃないかと思っていますので、この辺ですね。今後検討していっていただけたらと思っていますので、最後にまた一言もらわないと閉められないので、村長もう一回、答弁求めます。

- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。

このコロナ禍で、このキャンピングカーのニーズが非常に追い風になっているというところからも、先ほど申し上げたとおり、埼玉のキャンパーたちが非常に魅力を感じているというところも踏まえて、しっかりこのルールづくり、おっしゃるように縛りだけすると、逃げていくという心理も生まれますので、やはり「また来たい」とリピーターを増やすようなしっかりとしたスキームづくりをやっていきたいと思っているところでありますし、またそこに人が集まることによって、バーベキュー用品あたりの設置もどうかといういろいろな案が出てきまして、話をしていくうちに。第1次産業の需要の拡大にもつながっていくと。プール、あるいはシャワーも利用すると、そこにも需要が広がっていくというところからも、非常に魅力的な地域であるということはお墨つきをもらっているところでありますので、しっかりとここはアクセルを踏んでいきたいと思っているところであります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。
- 8番 與那勝治 議員 議案第27号について質疑いたします。

今回この説明資料の中でもオートキャンプとか、そういうのがあって、オートキャンプとか、そういうのをやったことがないものですから、どういうものなのかなと思っていたんですけど、今いろんな議員からの説明の中で、おおむね理解はしました。で、オートキャンプと考えると、やはりイメージとして、この富裕層のお客さん、先ほどプールだとか、ウオーキングだとか、そういうイメージがあるんですけれども、キャンプというふうにひとくくりにされると、やはり地元民もやはり想定されるわけで、9番議員からもありましたように、飲酒は何時までできるのかとか、その辺も同時に考えないといけないところなのかなと思っています。

これターゲットといいますか、想定されるお客さん、今の感じからするとオートキャンプの富裕層のお客さんだけをイメージされたのかなというふうにも思ったりもするんですけれども、その辺どの全村民、全国民といいますか。全世界中の人々、その辺まで全てターゲットとして捉えてやっているのかどうか。その辺の説明を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの8番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

オートキャンプに対しての利用者についてなんですが、まず村民、県民、あと県内、県外、また国外の 方も想定はしております。県内の他施設のヒアリングでは、ほぼ立地されたキャンプ場では、地元の方は ほぼいないような状況なんですが、県内が多いというヒアリングでは確認はとっております。

村長が答弁したとおり、冬場の60代以上の方々、夫婦は、宮崎県まで2,000台来ているという話なんですが、この方たちをまずは12月から3月の期間で取り込んでいきたいと考えています。

その方々は、それ以外については、逆に北のほう、暑い時期になりますので北のほうで過ごして、それから南下していくという傾向にありますので、冬場に関しては県外の方をメインに置きながら、県内の需要も増えているという傾向にありますので、それ以外の期間については、県内の方について、利用してもらうということで考えています。

県の施設では、令和元年、令和2年度ということで、かなりの人出があって、かなりの伸びがあります。 コロナ禍で伸びがあるという分析もあるんですが、東村のほうにもオートキャンプ場があって、こちらも 土日はかなりほぼ満員という状況ですので、公算としては土日に関しては、かなり需要があるのかなとあ りますので、あとは平日の取組み方と、この実証実験の期間で、データどりをしながら、しっかりと需要 と供給でバランスのいい計画の整備ができるように分析をして、整備していきたいと考えております。

- O 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。
- 8番 與那勝治 議員 このキャンプ場の整備とかに関する条例の中で、キャンプイコールバーベキュー、なぜかこうバーベキューだけが頭にあって、地元の人がバーベキューをすると、特に自分ら近い人なんかは、飲んで自分たちの高校の校歌を歌ったり、何か楽しく大声で叫んでやるんですけれども、キャンプですよね。キャンプ。まずバーベキューだけをしに来るお客さんと、キャンプで今帰仁村を楽しむお客さんと、客層とか、そういうのが違ってくるとは思いますけれども、この辺もひとくくりになってしまうのかどうか。バーベキューだけもできるのかどうかですね、その辺の説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まず、キャンプについてなんですが、キャンプについては、公共施設であるということで、10時以降のアルコールの規制は実験段階で、10時以降は「禁止」というところで、まずは進めていきたいと考えております。どうしても、沖縄の方のキャンプ、または県外の方のキャンプの考え方とは、ちょっと趣が違うかなというふうには、ヒアリング等では感じております。

県外の方に関しては、日常から離れて自然のある場所で癒しを求めながら、グループ単位で楽しみながら過ごすということで、夜はしっかり寝て、また朝から活動するような傾向が大きいです。沖縄に関しては結構、盛り上がっている夜もあるんですが、その辺は公共施設なので、時間帯の規制はしながら、でもバーベキューについては、今このキャンプ場のみの利用となりますので、キャンプのみでまた場所を確保しながら、盛り上がるようなイメージがあるかと思いますが、その辺のニーズについても、お話、聞き取りをして、今後また新しい展開ができる可能性もあると考えていますので、バーベキューのみについては、ニーズの確認をする上でまた、整備の課題とさせていただきたいと考えています。

O 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

- 8番 與那勝治 議員 1件段階において、こうバーベキューだけのためにここを借りるということ はできないという状況なのか、伺います。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

説明資料にあるとおり、オートキャンプで3つのサイト、テントキャンプサイトで6か所、今キャンプができるということで進めていきますが、バーベキューのみということになりますと、やはりこのスペース、サイトの中でやっていくような形になりますので、この1泊幾らという単位で利用はしてもらいますので、その中でバーベキューのみを楽しむということには、特に制限はありませんので、バーベキューのみの使用に関しては、今のところは1泊の料金を取るような形になります。

O 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前11時00分)O 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前11時00分)

 O 座間味 薫 議長 暫時休憩します。
 (休憩時刻 午前11時00分)

 O 座間味 薫 議長 再開します。
 (再開時刻 午前11時14分)

ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

O 2番 上原祐希 議員 議案第27号について質疑いたします。

これまでの質疑を聞いて、大体理解いたしました。村長が目指す方向としては、オートキャンプ場、富裕層も含めて冬場、そういうターゲットを絞りつつ需要拡大をしっかりと目指して、この3年間の中でニーズ調査もしっかりと行いながら、質を含めてしっかりとこう魅力あるキャンプ地に整備していくという方向でいいということで理解はしているところであります。その中で担当課としては、公共施設ですので、夜10時には施錠しますよとか、10時以降の飲酒は禁止ですとか、そういうルールもあるということですけれども、やはり相反するところがどうしてもあるので、この辺の整備をスタートする入り口なのでということで理解はしているんですけれども、ぜひですね、飲酒禁止と言われるよりは、何かこうもうちょっと、言葉を濁した形でやっていかないと。やはり最初から、「えっ、10時以降禁止って」という感覚であると、オートキャンプ場を利用する客層であれば、それは理解していただけるかもしれないんですけれども、今回はビーチも、村民の浜にもテントキャンプサイトを設置するということでありますので、この辺も何とか柔軟な対応ができないものかなと思ってはいるところであります。その辺、改めて確認させていただきたいと思います。

- 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

キャンプサイトについての飲酒についてということで、ルール決めにつきましては、議案が議決されま したら、それに伴い規則、ルールづくりに速やかに移ります。ただいま承った件については、検討課題と して賜って、規則づくりに、検討課題として取り組んでいきたいと考えています。

- O 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希 議員 やはり、利用したいと思わせるような施設でないといけないかと思っていますので、その辺はぜひお願いしたいところであります。

3年間実証実験ということでありますけど、利用料金がこれから議案を通して、規則で定めるということで、これからだと思いますけれども、しっかりとオートキャンプ場であれば、それに見合った利用料金、他の施設とかもしっかりと勘案しながら、ふさわしい利用料金を設定してほしいというところ。

また、テントキャンプサイトに関しても、ぜひ近隣の状況を見ながら適切な料金を設定をしていただき たいと思っているところであります。

たき火等、たき火台とか、今はそういうものも売られていますので、そういう直火でなければ、そういうものも活用していいという認識でいいと私は解釈したんですけれども、ぜひ今キャンプといえば、こういうたき火台を活用して、ぜひこうたき火をするとか、そういうのって今のニーズでは必需品として今なりつつありますので、その辺も柔軟な対応を求めたいと思っております。

10時以降は施錠して、夜間の管理体制ですね。やはりほかの議員もいろいろと気になるところだと思いますが、そこの責任の所在、今は指定管理者からしっかりと10時以降は警備会社に移って、警備会社で対処していくような形がちゃんと担保されてとられているのか。その辺の状況をお伺いします。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

夜間の管理体制、責任の所在についてなんですが、現在も20時から6時までは、指定管理の時間外となっています。ガードマンのこちらは警備の範囲になりますので、警備員のほうで、何らかの事件、事故があった場合は、警察署機関、そして村、管理している教育委員会へ報告、通報が来る体制で現状と同じような体制の取り組みとなります。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時20分)

O 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時20分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 利用料金について、規則で定めていくことになります。

議員がおっしゃるとおり、近隣市町村の事例を確認しながら、適正料金を設定していく考えです。

あと、たき火についてなんですが、たき火の需要、キャンプの需要としては、冬場ですね。たき火を楽しむということのニーズもあります。また子供たちが火を扱う体験という意味でも、そういったところも大事な部分かなと思いますので、その辺を再度確認をしながら、規則で整えていきたいと考えております。

- O 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。
- O 2番 上原祐希 議員 たき火等もですね、ぜひできるような、これが一番魅力だという人も結構多 いものですから、ぜひお願いしたいと思っています。

夜間の責任所在を含めた管理体制も含めて理解いたしました。その辺ぜひ、火を使う場合には、公共施設ですので、大変いろいろとこう心配する部分もあると思いますけれども、ぜひ消火器の設置を分かりやすく表示して、どこかに置いておくとか、初期対応のしやすい環境づくり、環境整備も含めて考えていただけたらいいかと思っております。

また、このオートキャンプ場がテニスコートの南側ということで、説明資料の中にもありますけれども、 この辺、朝早くからウオーキングしたり、またテニス場の南側ということで、テニス場も村内、これまで も、これからも村内の方が利用するだろうということも想定されるところであります。こういう新たな取組をする中で、この辺の人たちのすみ分けとか、利用の仕方、これまで利用している方々が何の不便もないような形というのは、しっかりと整備していかなければいけないと思っておりますので、この辺の状況も含めて、どのような管理体制というか、担っていくのか。その辺の見解を伺います。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの質疑について説明いたします。

キャンプでは、火を取り扱うことがありますので、この辺に関しては消火器具、器材等についても、整備する必要があると考えております。そしてキャンプ場の場所、そしてほかの施設、あと利用者とのすみ分けですね。こちらに関しては、やはり他の利用者がこのキャンプサイト内に自由に近くまで出入りするとなるとまた、せっかくのキャンプが人目を気にするということになってしまいますので、その辺はある程度の距離を保てる距離に設定して、今後整備するに当たって、その辺のニーズ等も確認しながら計画に反映させていきたいと考えますので、あとはほかの利用者とのすみ分けがしっかりとできるように、進めていきたいと考えています。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時25分)

ただいまの2番上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

**〇 2番 上原祐希 議員** この新たなキャンプ場ですね、がしっかりとすばらしい事業だと思いますので、いい形で需要が拡大していって、この指定管理者が使用料、収入がしっかりとどんどん入るようないい形ができたらと思っているところであります。

ぜひですね、この辺。指定管理者制度に移行する際にも言ったんですけれども、ぜひ指定管理者の収入 も増えて、しっかりと自立できるような形で、基本的に収入が入ったからといって引くとかではなくて、 しっかりとこう指定管理者の後押しにもなるような、今後のこの施設の利用であってほしいというふうに 切に願っているところであります。

また、村内利用者、今後3年後以降、もしかしたら需要が多ければ3つからどんどん増やしていくことも含めて、十分可能性としてはあると思いますので、その際の整理の在り方とかも含めて、しっかりとこの3年間で検討していただいて、最大限に経済効果も見つつ、村長が言うように村内に波及する経済効果も大変大きいことが期待されるものですから、ぜひいい形で指定管理者であり、今いる村内利用者、またこれ村、これキャンパーたちにとっても、しっかりといい形で運用できるような仕組みづくりというのをぜひ整備していただきたいと思っております。改めて村長に見解を伺います。

- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 ただいまの2番上原祐希議員の質疑にお答えをしたいと思っております。

この議案第27号についてでございますけれども、多くの方の議員の関心の高さも非常にうれしい限りでございます。今非常にこのコロナ禍で、人の命を救うのはやはり医療であり、やはり日々の生活を成り立たせていくのは、やはり経済だと思っているところでございます。これは、どちらも今、ブレーキを踏ん

ではならないというふうに思っているところでありまして、今回このキャンプ場、そしてまたキャンプサイトのほうに、少しアクセルを踏ませていただいたというところでございます。

先ほど来、この3年の実証実験において、キャンパーたちの心、ハートをしっかりとつかんで、そしてまたそこで得たデータをしっかりと規則でもって反映をさせて、今後の村政発展、そしてまた経済波及効果を生み出していきたいと思っているところでございます。

常に、当初から指定管理者とともに今、足並みをそろえて、しっかりと自立できるような体制を構築すべく今後、鋭意努力を重ねていきたいと思っているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **座間味 薫 議長** 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第4. 「議案第28号 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 議案第28号 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

下の提案理由には、今帰仁城跡附シイナ城跡に指定地域が追加されたことに伴い、条例を整備する必要があるため、この議案を提出しますということで、条例を整備するためにということで、次のページに別表第2条関係ということで、第7次指定地域(令和3年3月26日指定)ということで、次のページに呉我山の三謝原7筆が指定に追加された3月26日ということで、これは条例だけの整備と書かれていますけど、今後このシイナ城は整備する計画は、県と国とか関わってありますか。条例だけ整備して、もうこっちはそのままということなのか、お伺いします。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

シイナ城ですね。今後の整備についてなんですが、現在3月に告示を受けたということで、条例に追記して面積が増えるということになります。シイナ城の整備計画については、今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理計画というものがあります。計画にのっとって整備を進めていくわけであるんですが、現在、シイナ城に関しては、平成14年に発掘調査を行って、どういった遺構があるかということで確認して、必要最低限の調査をしているところでございます。

まだまだ本格的な整備をする必要があるんですが、当面の間は、今帰仁城跡の整備計画を優先して調査を行うことになっております。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 ただいまの課長の説明で分かったのですが、当分はこっちの整備というのはないということで理解してよろしいですね。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 おっしゃるとおり、当面の間は城跡を優先的に調査して整備してまいり

ます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第5. 「議案第29号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 議案第29号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、 質疑します。

提案理由には、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の申請の特例に関し、所要の改正をするため、この議案を提出するとありますけれども、次のページに、改正後の案として15の中で、令和3年4月1日から同年4月30日までの間に納期限が到来する令和2年度分及び令和3年度分の保険税の減免の申請で新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対すると書かれて、この下に「納期限前7日」とあるのは「令和4年3月31日」までとするということ、これ「納期限前7日」までとあるけど、これは来年の3月31日までですよという意味ですか、お伺いします。

- **座間味** 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- **O 宮里 晃 福祉保健課長** ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。 そのとおりでございます。以上です。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 これは、減免ではなくて、申請の期限が延びたということで理解してよろしいですか。納期限の日にちとかありますので、期限の減免処理の期限が延びたということで、理解していいですか。どうですか。
- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- O 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。 そのとおりでございます。
- 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- O 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。 日程第6. 「議案第30号 工事請負契約について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 議案第30号 工事請負契約について、こっちの中に、琉球地区(今帰仁)中層型浮漁礁更新工事についてと書かれていますけど、金額が8,635万円とありますけど、これは更新は、何年に一回更新されるのか。浮漁礁は今のところ2か所予定ですけど、全体で浮漁礁は何個設置されているのか。浮漁礁のこの工事の補助率は何パーセントなのか。3点について、お伺いします。

- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

更新についてですけれども、10年をめどに更新を行っております。

あと、箇所については、今回図面も添付しておりますので、今帰仁1号、2号の改修及び設置ということでの工事ということになっております。

あと補助率につきましては、国、県において83.3%以内ということになっております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 今の工事は2か所ということで、添付資料がありますけど、全体で幾つの漁 礁がありますか。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時38分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時39分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

この琉球地区につきましては、支出が国のほうで決定されておりますけれども、今手元にその何基という資料がありませんので、後日また請求があれば提供したいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時40分)

午 後

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時30分)

日程第7. 「議案第31号 令和3年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を議題といたします。 歳入一括、歳出1款から4款。6款から14款で行います。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳入8ページお願いします。歳入15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総 務費国庫補助金、1節総務費補助金の中の子育て世帯生活支援特別給付金事務費313万1,000円と。

その下に子育て世帯生活支援特別給付金事業費ということで、1,595万円ありますけど、これの説明を求めます。

そして、7節の沖縄観光防災力強化支援事業の2,254万円の説明と。

この下にまた2目民生費国庫補助金の中の7節児童福祉費補助金の中の、これも子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)ということで70万円、これの説明と。

次のページの歳入16款県支出金、2項県補助金の1目総務費県補助金、2節の沖縄振興交付金事業補助金の2,000万円の説明と。

4目の農林水産業費県補助金の1節農業費補助金の災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業の説明です。

次11ページ、お願いします。歳入17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入の中の1節土 地等売払収入の167万9,771円の説明を求めます。

12ページ、お願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節寄附金の中の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金942万9,000円、下にもあるんですね。入ったのがこっちにそのまま入ってきたのかと思っていますので、質問しています。

繰入金の今帰仁うるおいと安らぎのむらづくり応援基金、寄附金が入ったのが900万円余りだけど、繰 入金には775万円しか入っていないけど、その差額はどうしているのか、お伺いします。

下の今帰仁村公共施設等総合管理基金ですね、何の目的で基金を積み立てているのか、お伺いします。 14ページ、21款諸収入、4項雑入の国頭郡体育協会パートタイム会計年度任用職員費267万5,000円の説明。

最後に15ページ、22款村債、4目土木債の600万円、「やんばるの自然」関連施設整備事業の説明、以上。

- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- O 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

8ページ、15款2項1目1節総務費補助金の中の、子育て世帯生活支援特別給付金事務費につきましては、18歳、20歳未満のお子さんをもつ、非課税世帯の世帯に、お一人5万円の給付金が支給される事業であります。事務費につきましては、本村で雇用する一人の人件費と、担当部署の人件費、併せて事務に係る諸費用ですね。郵券料等含めました合計額が事務費として計上されております。

また事業費につきましては、お子さんお1人当たり、対象者の1人当たり5万円の支給分が事業費として、いずれも10分の10の国庫補助で事業が組み込まれております。

同じく2目民生費国庫補助金の7節児童福祉費補助金につきましては、現在行われております子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分の事務費の不足分につきまして、これも10分の10の補助率の中で計上させていただいております。以上です。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後1時39分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時39分)

我那覇隆文総務課長。

O 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

8ページの15款2項1目7節、沖縄観光防災力強化支援事業でございますけれども、これにつきましては、令和元年度から、2年度、今年3年目になりますけれども、沖縄県内において大規模災害が発生したときに、港湾とか空港、道路とかが復旧されるまでの間に、沖縄県内に足止めされる観光客のために、食糧であったり水であったり、毛布であったりとかというのを整備して、安心・安全な観光地の形成を図りましょうということで、今、3か年計画で整備されているものであります。

歳出の関連ページとしましては、17ページになりますけれども、そこの中で需用費で備蓄品、それから 委託料で防災マップ、それから備品購入費等で備蓄倉庫等をその辺を整備していくものの、歳出に関連す る歳入ということになっております。

- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- O 久田哲史 経済課長 質疑について説明いたします。

9ページの16款 2 項 1 目の 2 節の沖縄振興特別推進交付金についてでございますけれども、これは一括 交付金でございまして、あとで27ページの今帰仁村シームレス観光推進事業に充てる補助金となっており ます。内容につきましては昨日、一般質問でもありました 5 番議員にも説明しましたけれども、観光協会 に委託する事業費となっております。現在、ヒアリングの途中でございまして、名称についても歳出の名 称が変更になる可能性もあります。この仮称で進めている事業でございますので、また確定次第、名称の ほうは変更になるものと考えております。それにあてがう一括交付金の補助収入分です。

続きまして、同じページの4目の1節、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業については、今回については、JAおきなわ、花卉農協、有限会社なきじんスイカの3事業主体に補助金として支出する事業となっております。歳出についても同額でございますので、市町村負担分はないということになっておりますけれども、これも今、県のほうとヒアリングを詰めて、内容について精査している状況でございます。

続きまして、15ページの22款1項4目の1節「やんばるの自然」関連施設整備事業については、これは 北部振興事業で進めている事業でございまして、古宇利区の駐車場整備、保安林を解除しての駐車場整備 等の事業にあてがう事業費の起債分となっております。

関連しますので、歳出についても、8ページにあります沖縄振興特別事業推進費と抱き合わせの歳入となっております。歳出については、関連しますので、26ページの「やんばるの自然」関連施設整備事業の中で歳出ということです。今回は委託費と工事費を計上しておりますけれども、これも座間味議員にも説明しましたけれども、現在もヒアリングの最中でありますので、今後事業獲得が採択できるように進めていきたいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 10番與儀常次議員の質疑に対しまして説明いたします。

11ページです。17款2項1目1節土地等売払収入、建設課につきましては、水路と里道の売買になります。仲尾次で水路138.49平方メートル、単価が平米当たり5,200円、謝名のほうで里道215.57平方メートル、単価が平米当たり2,850円、与那嶺のほうで里道127.87平方メートル、平米当たり2,700円の3か所を売買しております。以上です。

- 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

12ページ、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金の1節寄附金で、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございますが、942万9,000円の計上につきましては、ふるさと納税の先月までの実績を見込んでの金額になりますが、直にふるさと納税を行われた方々からの受け入れる金額になります。

次のページの13ページの19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金の1節繰入金で、同じ名称の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の775万円につきましては、先ほどの基金、寄附金としていただいたふるさと納税を、一旦基金として積み上げますので、それを活用する際にこの基金から一般財源として、

予算のほうに繰り入れる金額として775万円を計上している状況でございます。その基金の使う目的でございますが、そちらのほうは、ふるさと納税事業で行われます企画財政課のほうで、事務を行っているわけなんですが、その事務費の事業費としての計上と、認定こども園みらいのほうへの計上、それから今帰仁小、兼次小給湯器、天底小の消防施設への計上、それから今帰仁小学校の正門の入り口の整備、それと兼次小学校の冷房機器、それと社会教育課で計画しています城跡への事業の目的のために計上している状況でございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- **宮里 晃 福祉保健課長** 先ほど、8ページの補足説明となります。子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、非課税世帯の20歳以下のお子さまをもつ世帯と申し上げましたけれども、原則18歳以下になるんですが、20歳以上のお子さんにつきましては、一定の要件、障がい等を持つお子さんのみが対象となりますので、一定の要件に該当する方のみ20歳以下の方は認められるというところでございます。
- 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後1時48分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時48分)

田港朝津企画財政課長。

O 田港朝津 企画財政課長 先ほどの説明で漏れがありましたので、追加して説明させていただきたい と思います。

13ページの19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節繰入金の今帰仁村公共施設等総合管理基金の235万円でございますが、そちらのほうは基金から繰り入れて、歳出のほうでは予定されているものとしましては、新庁舎の用地購入費、それと建設課の道路橋梁費におきます用地購入費、それとコミセンのクーラーの修繕費、そちらのほうの予算の計上のために基金を繰り入れている状況でございます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

14ページ、21款諸収入、4項雑入、4目雑入、2節雑入の国頭郡体育協会パートタイム会計年度任用職員費267万5,000円、こちらは今帰仁村が令和3年度、4年度、国頭郡体育協会の事務局になっております。国頭郡体育協会からの1人分の費用ということです。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 大体分かりました。再度、ちょっと分からない点も質疑していきたいと思います。

最初に、子育て支援金は課長の説明では20歳未満ということで、ひとり親世帯に1人5万円給付するための予算ということで聞いたんですけど、これ予算が2,000万円以上とかあるんですけれども、大体ひとり親世帯というのは、どういった人なのかですね。子供が1人いても同じ金額、2人、3人いても同じ金額なのか。この5万円ですね。子供1人に5万円なのか、1人5万円、オーケー。この20歳以上になったら、これは毎年あるのか。20歳以上になったら、家庭はまた1人ずつ減っていくのかですね。お伺いします。

次に、7節の沖縄観光防災力強化支援事業というのは、観光者のためと聞いたんですけれども、村民の

ための防災の関連では観光マップ等とか、村民の安全のためにというか、観光のために今帰仁村の防災マップとか、そこの作成の事業にこれも入っているのかですね。いろいろな地域で台風前とか、浸水云々で防災マップ等を作成しておりますけど、今帰仁村はそういうことの事業にも、この事業の中に入っているのか。安全・安心な地域づくりの危険度の観光マップ、防災マップもこの事業に入っているのか、お伺いします。

次に、9ページの沖縄振興特別推進交付金は、観光協会に2,000万円と聞いたんですが、観光協会にこれ補助金として2,000万円おりていくのか。観光協会はいろんな事業、自分たちで立案して事業できるのか。事業に縛りがあるのか。この予算についての事業の説明ですね。

次11ページ、こっちの説明、これみんな平方メートルですよね、今単価言ったのは。後で計算していきます。いまのところ、以上。

- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

まず子育て世帯の生活支援金につきましては、1人につき5万円という形になります。また減額があるかということですが、お子さんが減ることで減額ということはありません。

また次年度以降のこの事業の実施につきましては、今厚生労働省から出されている中では、次年度以降 の予定などについては、示されていない状況でございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

先ほど、観光防災の関連で、防災マップもそのメニューに入っているのかということでの問いだったと思いますが、これは歳出のほうで17ページになりますけれども、今回、沖縄観光防災力強化支援事業ということで、観光防災マップの作成を予定しております。部数的にいったら4,000部ぐらいなんですけれども、その中に図面でハザードマップのような感じで、津波、浸水想定域も示した形で、あと避難所を落とし込んでいく。

ちょっと、これはまだ作成しているわけではないので、イメージなんですけれども、お隣の名護市にちょうどいいようなハザードマップみたいなのがあって、災害時に簡単にコミュニケーションシートという形で、外国人がこう話をしたときには、指差しで返答できるような、ちょっとしたコミュニケーションシートみたいなのもつけてつくりたいと考えております。

- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

9ページ、沖縄振興特別推進交付金ということですけれども、当然のごとく目的に沿った事業費となっておりますので、事業の運営費ということではありません。観光協会の運営費にはなりません。事業の目的を達成するための交付金でございますので、目的としましては、観光客の村内滞在の増加を図るということで今、進めている事業でございますので、目的に沿ってしっかりと達成できるように調整している状況でございます。以上です。

O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

- O 10番 與儀常次 議員 課長、再度確認のために、この5万円の給付は、申請しないと下りないお金なのか。ひとり親世帯と把握されているところは、役場が5万円振り込むのかどうか。分からなくて申請しなければ、できないのかどうか、お伺いします。
- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

この給付金につきましては、申請不要で受け取れます。ただし、高校生のみを養育している方、収入が 急変した方に関しましては、申請が必要となります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条 ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 申請しない人とやる人とがいるのか。もし申請が必要な方は、役場から連絡 して申請が必要だからということで、しての給付につなげる段取りでいくのか、お伺いします。
- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

この給付金につきましては、住民税非課税の方とか、収入が急変した方となりますので、ご本人からの申請を窓口、もしくは郵送等でも受け付けられますので、そのような方法で申請していただくことになっております。以上です。

- **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 歳入、質疑いたします。

12ページ、18款1項1目1節寄附金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金、先ほどの質 疑の中で、実績ベースで載せたと。これはいつからいつまでの実績の寄附金なのか。前年度と比べてどれ ぐらいの伸び率があるのか。説明を求めます。

それと14ページ、4目雑入の2節村有地管理諸費で46万円計上されておりますけれども、ちょっと自分も詳しく分からなくて、普通、村有地の管理って何か歳出に入りそうだけど、歳入に入るということはどういったものなのか。説明を求めます。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 5番座間味邦昭議員の質疑について説明いたします。

12ページ、18款1項1目1節の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金でございますが、実績としましては5月までを勘案しております。当初予算でも見込みの計上をしておりましたので、その2か月間での当初予算とその実績、当初予算で積んだもの以外に今回、942万9,000円を計上しているという状況でございます。前年度の今頃のちょっと資料を持っていないので、伸びているのか、同等なのか、もしくは減っている状況なのかというのは、資料を持ち合わせておりませんので、後日必要があれば提供したいと思います。

次に、14ページの21款諸収入、4項雑入、4目雑入、村有地管理諸費の46万円でございますが、こちらのほうは村有地の湧川地内底川原におきます村有地と個人有地との土地のコースがありまして、個人が村有地を伐開をして自分のものだというふうに持ち出した事案がありまして、裁判を起こしております。結

審、控訴審までいきまして、今帰仁村の訴えのほうが認められて、その土地は今帰仁村に戻しなさいという確定がされました。以前に現場踏査もされて、場所のほうはご存じだと思いますが、その中にありました廃材などを含めまして、裁判所のほうに申し入れをして撤去していただきました。そのお金については、今帰仁村のほうが許諾金として裁判所に支払いをして、清算をするという方式になったんですが、そのお金のほうが108万円余りかかっております。それを裁判所に申し立てをして、本人から支払いするようにお願いをしておりましたが、ただ、それがまだ支払われずに期限が過ぎましたので、村としましては口座の凍結を裁判所に申出をしまして、裁判所のほうが認めていただいて、口座凍結をしたという経緯がございます。裁判所名で、各県内の金融機関にこの口座の情報照会を行いまして、そのうち1件の銀行のほうに、その当事者の口座があったという状況がございます。その内容については、先ほど108万円の説明をしましたが、108万円のうち、村のほうに清算できるものが46万円しか残らないという銀行側からの説明がありまして、予算としては46万円を計上している状況でございます。

すみません。もう少し話が続きます。ただその46万円の残金のうち、口座凍結をした中で、口座は先に 凍結されましたので、あとは清算を待つだけだったんですが、直前になって本人から清算をしたいという 申し出がありまして、6月4日に現金108万円余りの全額が村のほうに預けられております。この予算計 上のときには46万円だったんですが、また後日その差額分は計上する予定になっております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 12ページのふるさと納税の件に関しては、後で資料を頂けたら参考にしたいので、提出をよろしくお願いいたします。

あとこの村有地の管理諸費に関して108万円の供託金を積んで、それが戻ってくる。村は108万円を供託金として積んだんですよね。相手がそれを払って、この108万円また戻ってくるということですよね。それで要は現状、材料を置いていたものを村が処分をして、その分を最終的に108万円分取れたということで、原状回復はまだ行われていないということで、ただ材料だけ片づけたけれども、原状回復はまだ行われていないということで解釈してよろしいでしょうか。お伺いいたします。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

村が片づけたわけではなくて、裁判所のほうに依頼をして、裁判所が事業所を選定して、片づけていただいた費用を今帰仁村のほうに要求したと。今帰仁村はそれを納めたという状況でございます。それをまた今回はその後に今帰仁村がその当事者に対して、相手方に対して要求したという状況でございます。それが支払いできなかったので、また裁判所を通しての手続ということで、現状況になっております。

- O 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 じゃあ、この管理諸費に関しては、とりあえず材料は片づいたと、これからもまだ何かしら戦うとか係争する部分というものはあるのか。もうこれで終わって、終了という形なのか、お伺いいたします。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時07分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時07分)

田港朝津企画財政課長。

- O 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。 土地の係争については、終わったものというふうに理解しております。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時07分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時08分)

ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

- **5番 座間味邦昭 議員** ある程度のものは片づいて、ある程度結審をしたというところで、これまた嵐山のテーマパークもいろいろとあった中ではこの辺の土地がまた村として有効活用ができるような形で支障のないように処理していただきたいと思っていますので、村長、最後に答弁を求めます。
- 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時08分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時08分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。 これまで村としては、しっかり対応してきたつもりでございますので、本当に議員おっしゃるとおり、

テーマパークに支障のないように、今後とも取り組んでまいりたいと思っているところです。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出2款総務費から4款衛生費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

〇 10番 與儀常次 議員 歳出16ページからいきます。歳出2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の委託料、12節委託料ですね。土地境界確定測量業務等240万4,600円の説明です。

17ページ、2款総務費、1項総務管理費の中の5目企画費の11節役務費、今帰仁村PR事業50万円、次の18節負担金、補助及び交付金の中のコミュニティ助成事業250万円の説明。以上。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

16ページ、2款1項4目財産管理費の中の12節委託料、土地境界確定測量業務等240万4,600円でございますけれども、これにつきましては、新庁舎建設にあたり、近隣の土地との境界線を確定させる必要があるために境界測量を行うものでございます。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

17ページの2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の11節役務費、今帰仁村PR事業50万円の計上でございますが、そちらのほうは、地下鉄に都営浅草線というのがございまして、そちらのほうに中づり広告を出さないかという提案がありました。今帰仁村としましては、ふるさと納税のPRのためにも、その

提案を調整しまして実施していきたいと考えまして計上しております。

その中づり広告でございますが、8両編成の中で、各車両に今帰仁村をPRするポスターを掲示するような形になります。その8両編成のうちの一つが今帰仁村なんですが、ほかの車両にも沖縄県内の自治体のほうが予定をしておりまして、その車両の中では沖縄の特集を組んだ形でPRが進んでいく形になるかと思います。今帰仁村としましては、そちらのほうにふるさと納税を案内するようなPRにしたいということで、今調整をしているところでございます。

続いて、18節の負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業の250万円でございますが、そちらのほうは自治総合センター、自治省の外部団体になろうかと思いますが、そちらのほうが実施していますコミュニティ助成事業、以前は宝くじ助成事業という言い方もされておりましたが、その事業が令和3年度採択ができまして、今年度は勢理客区の公民館の備品等の整備に充てられる予定になっております。以上です。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時15分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時15分)

10番與儀常次議員。

- 10番 與儀常次 議員 今帰仁村PR事業の中で、いろいろに沖縄県全体でやるのにのっかって、今帰仁村はふるさと納税のPRをするということでいいですか。別の地域とも一緒になってPRをするんだけど、今帰仁村はふるさと納税についてのPRということで理解してよろしいですか。単独ではないということですか。
- 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

今帰仁村PR事業でございますが、あくまでも単独、今帰仁村が単独で委託する事業になります。ほかの市町村はどのような形になるかというのは、まだ明確ではないんですが、今帰仁村のPRのやり方として、今帰仁村を紹介すると同時に、ふるさと納税を全面に押していくという形でPRしていきたいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 じゃあこのPR事業は、この業者に委託丸投げなのか、業者も関わってこの PRのビデオをつくるのかどうかですね。業者にお任せだけするのか、お伺いします。
- 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

中づり広告、ポスターの形の作成から関わっていきますので、丸投げになるようなことはございません。 今帰仁村が表現したいものを提供して、また向こうの中にもその企画を練る方がいらっしゃいますので、 それを役場と調整をしながら、決定していくという状況、やり方でございます。

- O 座間味 薫 議長 ただいまの10番 興儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条 ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番 興儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 ふるさと納税ですね、今コロナでいろいろ低迷している中で、いい企画だと

思っています。ぜひ今帰仁村に納税したいなという方法のできるPRの動画ができたらと思っていますので、ぜひいろんな方々からの意見も聞きながら、いろんな作物がいっぱいございますので、ぜひマンゴー、スイカだけではありませんので、今帰仁村。人間もPRできますので、いろんな点から観光等から検討しながら、ちゃんと設置して、本当に全国から今帰仁村にふるさと納税やってみたいなというふうなPR、動画ができたらいいと思っていますので、ぜひですね。これはいつまでにできるのかどうか、お伺いします。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

このPR事業でございますが、電車の車両の1区画、8両編成の中の8両の中の1区画といいますか。 8両ありますので、8両編成の中の8か所、今帰仁村のPRの中づり広告になるということになります。 そちらのほうは動画ではなくて、ポスター形式になります。その最終的な調整を行ってまいりますが、途 中、途中でも内容の検討ができますので、3回ほどは更新したいと計画しているところでございます。 期間については、12か月間を予定しております。

- **座間味** 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。
- O 2番 上原祐希 議員 歳出について質疑いたします。

今17ページ、2款1項5目11節の今帰仁村PR事業、事業は理解いたしました。期間も12か月ということで、1年ですか、やると。ふるさと納税を押しつつの今帰仁村のPRということで理解しているんですが、これは50万円ということで、これまでもQRコードも添付してしっかりとやっているということで、その辺もQRコードを添付して、すぐこう給付できるような形での広告というふうに受け取ってよろしいのか。確認いたします。

あと8両編成のうちの一つ、8両編成だということは理解しているんですが、この路線の車両としては、 一つだけ。この路線はいろいろと時間帯によって、電車は何本も走ると思いますけど、その本数も1本だ けなのか、確認いたします。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

17ページの2款1項5目の11節の今帰仁村PR事業でございますが、地下鉄の8両編成の各車両に8か 所に掲示されるという形になります。議員がおっしゃるように、QRコードを設置しまして、そこからふ るさと納税がすぐ申し込める状態だという形で整備していきます。

また、それの効果があったかどうかを確認するためにも、そのQRコードを使って、このふるさと納税に入ってきた場合には、それがカウントできるような形で今、調整をしている状況でございます。

それと地下鉄の1車両というのは、1編成という形になるかと思いますが、それは8両編成の1セットというんですか、そういった形でその一本のラインになりますが、それが日に何本、何回走るのかというのは、情報的にはまだ持ち合わせていない状況でございます。

- O 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。
- O 2番 上原祐希 議員 QRコードからの進入がどれだけできたかと、実績がしっかりと見えるよう

な形であるということですので、費用対効果を含めて50万円であれば、東京ですとかなりの人が見るわけですから、利用もされるでしょうし、かなり50万円であれば十分というか、相当の費用対効果をしっかりと生み出せるような広告が重要かなと思っているんですけれども、そこもしっかりと丸投げではなく、知恵を出しながらやっていくということで理解いたしました。

これ1年の中で3回更新もできるという、先ほどたしかあったと思うので、これはもちろん費用対効果を見ながらどんどんうまく更新をして、その時々で新鮮な情報をお届けできるような形の広告になるかと理解しているんですけれども、そういうふうな形で理解してよろしいわけでしょうかお伺いします。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

そのPR事業でございますが、1回一番最初に、当村の中づり広告を作成します。その基本的な契約としての金額と、それと更新をする際にはまた5万円ほどのまた製作費がかかりますので、それを見込んで50万円を計上しているという状況でございます。更新が何回もとなるとまた増額の予算計上をしないといけませんが、おおむね3回では済むのではないかと見込んでいる状況でございます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時24分)

ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 歳出について質疑いたします。

16ページの1目11節のコロナウイルスPCR検査に関して、今回30名ほど計上されていますけれども、 この30名というのは、どういった目的で30名なのか。この詳細を求めます。

それと19ページ、1目の10節、11節、17節の個人番号カード交付事務がありますけれども、今の時点で 実際、村内はどれぐらいの普及率なのか、お伺いいたします。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時26分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時27分)

田港朝津企画財政課長。

〇 田港朝津 企画財政課長 先ほどの質疑の説明の中で、ふるさと納税の実績からの歳入ですという説明の中で、4月、5月分ですというふうに説明しましたが、担当のほうから報告を受けまして、4月分のみの計上ということで訂正しておわび申し上げます。

それと先ほどの今帰仁村PR事業の中づり広告でございますが、村としましてはQRコードの設置までということで調整しておりましたが、最終的に調整した中で、電車の中で携帯を取り出して操作するという行為はNGだということで、QRコードをそこに張り出すことができないということが返ってきたようで、残念ながらそこから効果がQRコードで確認できるということが、できなくなっているようでございます。説明が間違ったことに対して、おわび申し上げます。

- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- **宮里 晃 福祉保健課長** 16ページ、2款1項1目11節の役務費、コロナウイルスPCR検査の件でありますが、本村の一部の施設において、先月コロナウイルス陽性者が発生いたしました。一応、保健業

務を担う部署でありまして、実際その部署での感染が確認されたということから、現在行われているコロナワクチン接種業務、または乳幼児健診業務等、直近にそういった事業、取り組みもありましたので、速やかな対象者の検査が必要でありました。そういったことも踏まえまして、今後緊急に検査をしなければいけないような状況になる場合のための、予算を計上しているところであります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 ただいまの5番座間味議員の質疑についてご説明いたします。

19ページでございます。個人番号カードの交付事務についての関連からで、今交付率が何パーセントほどかということでございました。この事業を使いまして、令和2年度の後半から会計年度任用職員を配置して、よりスムーズに交付事務がいくようにということで力を入れております。当初、入ってから3%ほどが、今は10%を超えて、12、13%ぐらいいっていたかと思いますが、月々の実績を報告する中では、かなり伸びたという実感をしていますので、すみません、確実なパーセンテージが今ちょっと手元になくて、今後またしっかりとこの交付事業費を使って取り組んでいきたいと考えているところです。

- O 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 PCR検査のほうから、お伺いいたします。

ある部署であったということで、もしかして一応、緊急性があったので、その予算を最初にしてしまったという解釈で、今後もあるだろうということも含めてプラスアルファで今回予算措置をしたというところであるのか、お伺いしたいということと。

あと個人番号に関して、10%余りの普及率である。今回特にコロナによって、たまたまこの給付金等。 今、確定申告などでも必ず個人番号というものが出てくる中で、個人番号を導入することによって、どう いったメリットが、今後こういった緊急時の場合、支給が早くなるよとか、何かあるのか。その辺も含め て再度この個人番号に関しての情報の説明を求めます。

- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- **宮里 晃 福祉保健課長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明いたします。

議員のおっしゃるように、非常に緊急な状況でありました。業務を停滞させることなく進めるためには、 そういう検査結果を判断して行う必要があったために、本来であれば予備費等から充当して使うべき費用 であると考えておりましたけれども、実際につきましては、今後も含めた上でまとめて計上している状況 であります。以上です。

- 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 座間味議員の質疑についてご説明いたします。

マイナンバーカード、個人番号カードを作った際のメリットでございますけれども、議員がおっしゃったように支給事務等についても、かなり早い事務効果が見込めるのではないかということと、それから住民票の広域の発行が可能になっております。いま、事務を進めている戸籍のほうも、マイナンバーとのつながりをつけて、戸籍も広域で交付ができるよう準備を進めているところですので、郵送で市町村に請求をしたりということも減るのではないかと思っております。まだまだ普及率については、各市町村ともに低い状況ではありますけれども、今後は加速していくのではないか思っています。

国は、社会保険に係る情報も、そのマイナンバーのチップに入れていくという動きもありますので、今後保険証のカードもこのマイナンバーカードでできるということが、徐々に進んでまいりますので、住民の皆さんにもしっかりと周知をしていきたいと思っております。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時35分)

5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今回確かに、ワクチン接種も目の前になって、一番のキーポイントのこれを言ったら場所がばれてしまうか分からないですけれども、ところがそうなったと。確かに緊急性というところでは必要だったと。それに対して別になんやかんやということではなく、もしそういういうことがあった場合は、一言いただけると、それに対して、これがずるずるまた違う案件に回って広がっていってしまうと困るので、その辺の説明。まだ予算として出していないということであれば、それはそれでいいのかと思いますので、その辺は今後、もしあった場合には、緊急性があるというところでの何か措置があるのか。こういった手続の技術論というのは分からないですけれども、説明がいただけたらと思っております。

また個人番号に関しましては、やはり今後、給付とかいろんな問題で手続を簡素化してスムーズに出せるようにするためには、自分もまだやっていないんですけれども、今後やらないといけないと思っていますので、この番号のカードに関して、もっとこういったメリットがあるよということを、やはりまだ10%余りであるならば、まだまだ普及としてはまだまだなので、広報を使ったりいろんな分野で広げていってもらいたいと思っていますので、その辺改めて今回のPCRの措置の件と、あと交付の個人番号の交付証に関してのご説明を求めます。

- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思っています。

現在の県内のこのコロナの終息状況をみない状況を鑑みた場合、やはり誰でも感染するという状況にあるということは間違いないと思っているところでございます。しかしながら村の中枢機関である役場の行政を止めるわけにはいかないというところから、今後の緊急事態に備えて、しっかりとした手続を踏んで今後とも対応をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 座間味議員の質疑についてご説明いたします。

マイナンバーカードの交付の実績につきましては、非常に私どもも力を入れていかなくてはいけない部分であります。そのための周知ということでのご提案でございましたので、申告の際にも職員を張り付けて申請の説明をしたりという工夫もしてまいりましたが、まだまだ足りないところもありますので、ホームページとか、広報もしかりですけれども、いろんな場面で周知ができるように努めていきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで歳出2款から4款までの質疑を終わります。
- 〇 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午後2時40分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時50分)

次に歳出、6款農林水産業費から14款予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

〇 10番 與儀常次 議員 歳出 6 款農林水産業費、1 項農業費の中の3 目農業振興費の18節負担金、補助金及び交付金、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業の1億7,221万円、これは作物ですね。どんな縛りがあるのか。スイカだけなのか。いろんな作物があると思いますので、何種類植えていいのか。お伺いします。

それと次、歳入でもちょっと触れましたけれども、詳しいことが聞きたくて、次に26ページ、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費の中の「やんばるの自然」関連施設整備事業ということで、さっきは古宇利の駐車場の保安林という説明があったんですが、この保安林の植樹委託、工事費云々も出ていますけど、今帰仁村の業者は土木業者が指名なのか。木なので。緑化木のメンバーが指名業者に入っているのか。それとも別の造園業者に指名が入るのかですね。木の保安林の植樹ということの話でしたので、お伺いします。

それと27ページ、さっき課長から説明があったんだけど、7款商工費、1項商工費、2目観光振興費・12節委託料、今帰仁村シームレス観光推進事業2,500万円は、観光協会、どんな事業をするということでの委託事業なのか。またこの事業は今から何種類か決めるのかですね。

もしコロナ等で、去年も観光協会、浜でのイベントを計画していましたけど、できませんでした。コロナ等でできない場合の事業は、この予算はキープできるのかどうか、お伺いします。

次28ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費の中の14節工事請負費、街路灯設置工事ということで48万9,000円、この街路灯はどこに幾つ設置するのか。お伺いします。

次に32ページ、歳出10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の14節工事請負費、今帰仁小学校正門 アプローチ道路工事500万円ありますけど、このアプローチ工事というのは、どんな工事をするのか。舗 装だけするのか。または特殊な道路工事なのか、お伺いします。

- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

25ページ、6款1項3目の18節、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業についての、作物についての質疑がありました。説明いたします。

まず対象作物といたしまして、野菜、花卉、果樹がございまして、野菜はサヤインゲン、ゴーヤー、レタスをはじめとする16種類、花卉につきましては、輪菊、小菊、スプレー菊、洋ラン、トルコギキョウの11種類。果樹につきましては、マンゴー、パパイヤをはじめとする13種類が対象作物となっております。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時57分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時57分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 続きまして26ページの「やんばるの自然」関連施設整備事業について、説明いたします。これ保安林になっているところで、そこを駐車場等の拡充の整備と多言語案内板の設置等を予定しております。今、歳入のほうで説明いたしましたが、現在ヒアリングの最中でありますので、確定ではない状況でございますけれども、もし採択がされれば、即着手したいと、委託のほうにも着手をして進めていきたいと考えております。

工事につきましては、土木になると思います。駐車場整備でございますので、当然ながら村内の土木業者を対象とした発注になるかと考えております。

続きまして27ページ、7款1項2目の12節の委託料、今帰仁村シームレス観光推進事業につきましてですが、これも歳入のほうで少し説明したんですが、現在、名称を「今帰仁村体験滞在型観光推進事業」というふうに名称の変更を踏まえて、ヒアリングのほうを進めている状況でございます。まだ交付決定もきておりませんけれども、事業内容につきましては、これまで周遊型が多い今帰仁村の観光でございましたので、どうしても滞在してそこのほうで使用していただくということを目的といたしまして、宿泊を伴う体験プログラムの創出、そういったものとか、効果的な情報発信とか、宿泊観光者把握のためのフォローアップ調査、そういった実施の内容を踏まえて今、観光協会と詰めている状況でございます。先ほども申し上げましたが、観光客の村内の滞在の増加を図るという目的で今、進めております。

コロナのほうで実施できない場合はどうするかということでありますが、調査業務とか、そういったプログラムの創出、情報発信等については、特に対面が全てではないと考えておりますので、できる限りこの事業の目的が達成できるように、しっかりと進めていきたいと考えております。経済課は以上です。

- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- **嶺井雄二 建設課長** 10番與儀議員の質疑に対しまして説明いたします。

28ページ、8款2項2目、14節工事請負費、どちらに街路灯を設置するかということですが、今回につきましては、古宇利島に6基、あくまでも工事費だけです。を計上させていただいております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。
- O 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

32ページ、10款2項1目14節国道工事請負費の中の、今帰仁小学校正門アプローチ道路工事の内容ということでございますが、これは国道505号のおっぱ歯科の向かいの正門があるんですけれども、そこの入り口のところをもうちょっと拡充をして、学校に向かっていく直線道路にセンターラインを引きます。旧今帰仁幼稚園がありますけれども、その建物が立っている反対側に車がUターンできるようなロータリー的なところをつくるということでアスファルトを敷くということをしております。

あとこの国道505号から入ってきたところの直線のところ、両側に花壇がありますけれども、片方の花 壇に歩道を設置して、転落防止柵まで設置するというのが内容でございます。以上です。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後3時02分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後3時03分)

10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 今、課長の話では、災害に強い高機能型栽培施設、ハウスには野菜が16種類

ということで、いろいろと11種類、13種類とありました。これを聞いてみると、今農家が植え付けしたい作物ができるということでいいなと思っています。前は種類があまりなくて、3種類とか2種類しかなくて、これではもうけないからこれに変えたいということだったんですけど、できませんでした。ところがいろんな作物に挑戦することもできるし、いいなと思っています。ぜひそういう事業があればと思っていましたので、いい事業だと思っています。作物が限定されると、限定された植物が単価が安くなると、別の作物に転換できなくて、いろいろと苦労してきましたので、今後もそういう事業があればいいなと思っていますので、本当にご苦労さまでした。

次に、「やんばるの自然」の件ですけれども、業者は土木業者ということですけれども、この保安林 云々の木を土木業者が本請けして、下請けの形なのか。木は別にまた後で保安林として木関係、緑化木関係とか、造園関係がまたやっていくのか。2つ受けるのか。一つにまとめて土木業者が保安林のほうも請け負うのかどうか、お伺いします。

次にもう1点、観光協会の件、前に観光協会で事業をとって、アンバサダー事業というのがありました。 それを本土の大学生が来て調査をして、提言して、いろいろと資料もつくってもらいましたけど、あの事業はあまり効果がなかったということで、提言はしたけど何も実行に移っていないと思っています。ぜひそういうことではなくして、本当に実のある事業ができたらと思っていますので、ぜひ滞在型ということです。この滞在は、本土から来た滞在型は何か月の滞在を予定するのか。1年なのか、月単位なのか、お伺いします。

28ページ、古宇利の街路灯設置は工事費だけと課長の説明がありましたが、これは太陽光の街路灯なのか。今、古宇利の歩道沿いあるのは太陽光の街灯みたいだけど、この街路灯はどういう街灯なのか、お伺いします。

次に、今帰仁小学校の奥にUターンするところをつくるということでしたので、正門が2車線になるということで理解していいですか。おっぱ歯科のほうから、中に2車線で入っていって、奥でUターンするということでのイメージだと思っていますが、そういう幅を広げて2車線で、奥に行ってUターンするという形で理解していいですか。以上。

- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まず26ページの「やんばるの自然」関連施設整備事業につきましてなんですが、保安林につきましてですけれども、保安林を解除して、解除の理由としましては、公益上の理由により必要が生じたときは、保安林が解除できるというふうに要綱がありますので、それを活用しまして、北部振興事業で整備をして、駐車場の整備と、あとは多言語案内板の設置を今、計画をしております。

議員おっしゃる保安林の整備ではなくて、その体をなしていない保安林について、しっかりと受け入れのために駐車場等、あと多言語対応のための看板等を設置して、今帰仁村の観光に資する事業に進めていきたいと考えております。

続きまして、滞在型につきましてですけれども、今のところ連泊数を3泊以上を目標としております。 これは令和5年度の成果目標として立てているわけでございますけれども、先ほども言いましたが、なか なか滞在しない観光客の流れになっているという今帰仁村の現状がございますので、どうしてもそこで体験とか、プログラムを創出して、大人の民泊的な扱いを行っていきたいと考えております。今、着地型のほうでは、観光協会にしっかり取り組んでいただいておりまして、学生等に対しては1泊家庭で泊まっていると思うんですけれども、その延長上で大人についてどうしても今帰仁村のよさを、またここで体験し滞在をしていただいて、そこのほうで経済を活性させてもらおうと考えての事業となっております。まだ確定ではないんですけれども、しっかりと採択できるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について説明いたします。

28ページ、14節工事請負費についてですが、どういう街灯かということで、実際にこの街灯につきましては、字が6つ照明は購入しております。古宇利からの要望が多くて、実際に照明を買って、工事費までいくと村としては対応できませんので、字が6基はLEDで購入したと区長から受けていますので、その分じゃあ工事費だけは、村で持つということでこの計上になっていますので、街灯としてはLEDと聞いております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。
- 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

32ページの14節、2車線かという御質疑でございましたが、おっしゃるとおりの片側1車線ずつの2車線を考えております。以上です。

○ **座間味** 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第8. 「議案第32号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を議題 とします。

歳入、歳出、一括で行います。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **座間味 薫 議長** 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第9. 「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

なお、承認第2号について、仲村美奈子住民課長より、追加説明したいとの申し出がありましたので、 これを許します。

- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 承認第2号において、今帰仁村税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、承認を求めていることでございます。

24ページをお開きください。(3)がございます。その3号中、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律が、専決処分を行う時点では未施行でございましたので、法律の番号が空白となっております。昨日の段階で、令和3年6月16日に、同法律が公布されております。番号が(令和3年法律第70号)とい

うことで定まりましたので報告し、追加説明とさせていただきます。 (法律第70号) でございます。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。 日程第10. 「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。 日程第11. 「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これで散会いたします。

(散会時刻 午後3時15分)